

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

令和 8(2026)年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望について

社会福祉法人全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 平田 直之

全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、関係福祉団体との連携・協力のもと、日本の福祉の増進に努めております。

「2040 年」に向けて高齢者人口は今後も増えていく一方で、出生数の減少は国の推計よりも 15 年早く進行するなど、少子化・高齢化は一層進んでいくと見込まれています。同時に、国民の生活課題、福祉ニーズは複雑化・複合化しています。福祉サービスが一層必要となるにも関わらず、福祉人材の不足は、サービス提供基盤を揺るがす危機的状況にあり、人材確保対策が最重要課題となっています。

国においては、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業のあり方見直しを含め、包括的支援体制の整備を促進するための社会福祉法改正に向けた検討が進められています。

さらに、令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害「救助」の種類に「福祉サービスの提供」を追加する等の法改正が行われました。実効ある被災地・被災者支援のためには、多様な災害福祉支援が「救助」に位置づけられ、災害に備え平時からの体制整備を図ることが喫緊の課題です。被災した人びとの命と暮らしを守るためには、平時から自治体と連携した取組の強化が不可欠です。

私たち福祉関係者は、こうした諸課題に対応していくため、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、更なる取組の強化をはかる所存です。そのためには然るべき財源に裏打ちされた全世代型社会保障の構築に向けた制度・施策の拡充、災害福祉支援の拡充が図られるよう、以下の事項を実現いただきますよう要望いたします。

重点要望

【制度・予算要望事項】

1. 災害法制改正に伴う災害福祉支援の体制強化および財政支援の拡充
 - (1) 災害救助法における救助の種類「福祉サービスの提供」への多様な災害福祉支援活動の位置づけ
 - (2) 全国および都道府県社会福祉協議会への「災害福祉支援センター」の設置と平時からの活動のための財源確保
 - (3) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業継続・早期再開に向けた支援策の拡充
2. 福祉人材の確保・定着のための処遇改善と施策の拡充
 - (1) 抜本的な処遇改善の実現
 - ①全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善
 - ②全産業の賃上げに連動する仕組みの導入
 - ③制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種と法人裁量のさらなる拡大
 - (2) 福祉施設・事業所における職員配置基準の改善
3. 物価上昇等に対する確実かつ継続的な財政支援の実施
 - (1) 水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等の上昇に対応する財政支援の確実な実施
 - (2) 建築費等の上昇を踏まえた施設整備の補助制度の拡充
4. 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり等の関連施策の拡充
 - (1) 人口減少等に対応する各種福祉サービス提供体制の確保
 - (2) 民生委員・児童委員の活動環境整備、なりて確保のための国および自治体の取組強化
5. 超高齢社会に対応する施策の拡充
 - (1) 拡大する介護ニーズに対応する、介護サービスの基本報酬・サービス提供体系の抜本的見直し

【税制 要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持
2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

【制度・予算要望事項】

1. 災害法制改正に伴う災害福祉支援の体制強化および財政支援の拡充

重点 (1) 災害救助法における救助の種類「福祉サービスの提供」への多様な災害福祉支援活動の位置づけ

- 災害救助法の改正により救助の種類に「福祉サービスの提供」が追記されることとなりましたが、「福祉サービスの提供」の具体的な内容については示されていません。福祉関係者が展開してきた多様な災害福祉支援が、広く災害「救助」として認められるよう要望します。
- とくに、被災によって福祉的支援が必要となるすべての人びとの命と暮らしを守り抜くためには、災害関連死の防止や被災者の生活再建に向けて、被災直後から復興期まできめ細やかな支援が必要です。被災した福祉施設・事業所への福祉施設職員等の応援派遣や災害ボランティアセンターの運営、社会福祉協議会職員等が被災した地域住民に対して行う支援活動等を、災害「救助」として位置づけることを要望します。
- 「災害福祉派遣福祉チーム（DWAT）」の活動範囲の拡大に伴い、体制強化に向けた DWAT チーム員の大幅な増員のための研修の充実を要望します。

重点 (2) 全国および都道府県社会福祉協議会への「災害福祉支援センター」の設置と平時からの活動のための財源確保

- 災害派遣福祉チーム（DWAT）活動や災害ボランティアセンター等の災害福祉支援活動の効率化、被災者支援の円滑化が求められています。そのためには、平時からの災害支援体制の整備や発災時の災害福祉支援活動の中核となる「災害福祉支援センター」の設置が必要です。全国および都道府県社会福祉協議会への設置と適切な運営のための関係予算の確保を要望します。

重点 (3) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業継続・早期再開に向けた支援策の拡充

- 被災した社会福祉法人・福祉施設等の事業継続や早期の事業再開は、サービス利用者、その家族の生活再建のうえで極めて重要です。利用者の避難が続く状況にあっても、被災した福祉施設等の事業継続や早期再開を図れるよう、利用者の実員によらない収入保障等の仕組みの構築を要望します。
- 被災した福祉施設の修繕、建替等のための補助金について、申請要件の緩和、手続きの簡素化、複数年での予算執行を可能とする等の見直しを要望します。

(4) 災害法制の見直しを踏まえた社会福祉法制における災害対策の明確化

- 実効性のある平時からの災害への備えを進めるために、災害法制の改正を踏まえて、社会福祉法制および市区町村地域福祉計画等への災害対策の明確化を要望します。

2. 福祉人材の確保・定着のための処遇改善と施策の拡充

重点 (1) 抜本的な処遇改善の実現

①全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善

- 民間企業等における賃金改善により、全産業平均と福祉従事者の賃金差はさらに拡大しています。福祉人材確保の基盤となる賃金について、全産業との遜色ない水準までの賃金改善は喫緊の課題であり、早急な処遇改善を要望します。

②全産業の賃上げに連動する仕組みの導入

- 適切な処遇改善に基づく人材確保のため、3年に1度の報酬改定での対応ではなく、全産業の賃金や物価の上昇に応じて連動する仕組みの導入を要望します。

③制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種と法人裁量のさらなる拡大

- 介護、障害福祉、子ども・子育て支援等の制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種等の拡大によるすべての福祉従事者の処遇改善、法人裁量のさらなる拡大を要望します。

重点 (2) 福祉施設・事業所における職員配置基準の改善

- 福祉サービスの質の向上、職場環境の改善、感染症や災害等の緊急時に備えるために、福祉施設・事業所の職員配置基準の改善、社会福祉協議会の職員体制の強化を要望します。
- 地域生活課題が複雑化・複合化するなか、包括的支援体制等を構築するためには、地域の福祉拠点としての専門性とノウハウを有する福祉施設・事業所のソーシャルワーク機能を高めることが重要です。ソーシャルワーク専門職等の加配を要望します。

(3) 福祉施設・事業所等における ICT・福祉機器等の利用拡充

- 福祉人材の確保・定着を促進するためには、ICT・福祉機器等を活用した業務改善・効率化を進め、職員の業務負担の軽減や職場環境の改善を図り、福祉サービスの質の向上につなげることが重要です。各種取組を行う福祉施設・事業所等へのさらなる財政支援や活用促進施策の拡充を要望します。
- ICT・福祉機器等の活用促進にあたっては、公的価格の引下げを目的とした実施や職員配置基準の緩和措置等を行わないよう要望します。

(4) 福祉人材センターの機能強化のための財源確保

- 福祉人材センターが、多様な人材の確保・育成、きめ細かなマッチング、離職防止・定着促進、福祉・介護の仕事の魅力発信など様々な事業を拡充できるよ

う、安定的な財源の確保および増額を要望します。

- 福祉人材センター職員には、事業者や求職者との信頼関係の構築、相談やマッチング、採用者の定着支援、事業所支援のスキル向上等が求められています。そのためには、センター職員の継続的・安定的な雇用が不可欠であり、とくにキャリア支援専門員の正規職員化および増員を要望します。

(5) 職員の専門性向上、資格の複数取得促進のための予算確保と専門人材に対する処遇改善

- サービスの質の確保・向上のために、限られた人員で幅広い課題への対応を可能とするよう、複数資格取得の促進に向けた予算措置、および専門人材がその専門性に見合った処遇が図られるよう改善を要望します。

(6) 外国人介護人材受入れのための環境整備

- 外国人介護人材が安心して福祉現場で働き続けられるよう、就学や生活支援等、受入れ環境の整備に係る財政措置の拡充を要望します。

3. 物価上昇等に対する確実かつ継続的な財政支援の実施

重点 (1) 水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等の上昇に対応する財政支援の確実な実施

- 福祉施設・事業所は、物価上昇の影響を受け厳しい経営環境に置かれています。水道光熱費、燃料費、給食費・委託費等の上昇に係る国による財政措置や支援施策の拡充を要望します。
- 重点支援地方交付金に係る自治体の支援メニューや補助額に格差が生じないよう自治体への指導等を要望します。
- 低所得者に十分配慮したうえで、物価の上昇に連動した食費・居住費の基準費用額の引上げの仕組みの導入を要望します。

重点 (2) 建築費等の上昇を踏まえた施設整備の補助制度の拡充

- 建設費等の上昇により、必要な財源が確保できず、福祉施設等の建替や大規模修繕等が実施できないなどの課題が生じています。大規模災害に備えた施設機能継続のためにも施設整備費等の補助額の大幅な引き上げを要望します。
- 建設業従事者の不足等を背景とした工期の長期化等に対応すべく、現行単年度事業を原則とされている補助金の複数年執行を可能とする等、補助要件等の見直しを要望します。
- 広域型特養の大規模修繕等への補助については、同一法人における別の介護施設等の創設が要件とされており、必要な対応が適時実施できません。地域医療介護総合確保基金における別施設の創設を必要とする要件の緩和を要望します。

4. 地域共生社会の実現に向けた相談支援・地域づくり等の関連施策の拡充

重点 (1) 人口減少等に対応する各種福祉サービス提供体制の確保

- 都市部や地方部、中山間地域等では、少子高齢・人口減少の進行は利用者の偏在や従事者の減少などさまざまな状況が生じています。すべての国民に対し、全国どこでも必要な福祉サービスを利用できるよう、福祉施設・事業所の機能強化・多機能化や業種転換・転用等、サービス提供体制の確保に向けた資金の使途制限や国庫補助金の返還ルールの弾力化等の制度改正を要望します。
- また、近年子育て支援として教育や保育の分野における支援の自治体間格差が顕著となっています。そうした過度な格差が人口の流入出につながっている状況もあり、過度な自治体間格差の是正が図られるよう要望します。

重点 (2) 民生委員・児童委員の活動環境整備、なりて確保のための国および自治体の取組強化

- 民生委員・児童委員のなりて確保に向け、活動の負担軽減や環境整備等について、制度を所管する厚生労働省およびこども家庭庁にて十分に議論し、令和7年12月の一斉改選もふまえた具体化を要望します。
- 民生委員・児童委員は、令和5年度実績で1人当たりの訪問活動は平均で年間145.3件におよび、直接訪問のみならず電話による連絡調整、資料作成など、個人負担となる経費が少なくありません。さらに近年の物価上昇により、ガソリン代・交通費等の負担は増加しており、民生委員・児童委員活動費の増額が必要です。加えて、民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、長らく要望している活動保険の保険料の全額公費化（現在は国が1/2負担）の早期実現を要望します。
- 高齢者世帯の急増や住民の地域生活課題の多様化のなか、民生委員・児童委員の役割の多様化や期待の高まりに伴い、委員一人ひとりの力量の向上も不可欠です。研修機会の充実、弁護士等の専門家との連携ができる相談支援体制の構築、地区民児協の基盤強化のための事務局体制の充実など、国における財政支援とともに、自治体の主体的な対応に向けた働きかけの強化を要望します。

(3) 重層的支援体制整備事業、都道府県後方支援事業の拡充

- 令和7年度以降の重層的支援体制整備事業交付金について、基準額や外部委託の取扱いに関する見直しの方針が示されました。
- 多機関協働事業については、従事する職員の専門性の確保や継続性等の観点から、外部委託により民間事業所の特長を活かし効果的に展開することが重要です。そのためには、社会資源の状況や取り組み内容等の地域特性に応じて、外部委託を可能とすることを要望します。
- また、多機関協働事業等にかかる交付基準額につき、人口規模により一律に見直すのではなく、各自治体の状況に応じて必要額が確保されるよう要望します。
- 市町村による取り組みの格差解消や小規模市町村等への支援のため、都道府県

後方支援事業の拡充を要望します。

(4) 生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充・強化

- 生活困窮者の増加等に対応するため、生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制強化を要望します。
- コロナ特例貸付借受人の自立支援、生活再建支援の推進に向けて包括的な支援を展開するため、社協と自立相談支援機関の連携強化が図られるよう、自治体に対する指導強化を要望します。

(5) 住宅確保要配慮者への支援に向けた体制の整備

- 高齢者や障害者、低所得者などの住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境の整備に向け、都道府県および市町村における居住支援協議会の設置を義務化するとともに、居住支援法人および居住支援協議会の安定運営が可能となる財政支援の拡充を要望します。
- 住宅確保要配慮者の緊急一時的な支援やニーズに応じた住まい確保のため、養護老人ホーム等の福祉施設を積極的に活用するよう自治体への働きかけを要望します。

(6) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和、償還事務体制の確保に向けた予算増額

- 介護福祉士修学資金等貸付制度等について、とくに複数年にわたる貸付においては貸付時に必要な貸付原資総額が確保されること、また、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されることを要望します。

(7) 学校教育における福祉分野への理解促進

- 福祉人材の確保に向けては、福祉の仕事の魅力発信、また学齢期からの啓発が重要であり、学校や教育委員会との連携・協力が不可欠です。とくに進路指導にあたる教職員の影響が大きいことから、関係者の連携が円滑に行われるよう、福祉人材センターが実施する啓発事業やキャリア教育等への協力等について、厚生労働省から文部科学省に対する協力要請を要望します。
- 社会保障教育は、国民一人ひとりが、社会保障の意義や仕組みを理解し、身近な地域の支え合い・助け合いの担い手であることを主体的に学ぶ機会であり、いざというときに制度やサービスを活用できるようにすることが重要です。社会保障教育を小・中・高校あるいは地域で推進するため、その担い手となる市区町村社協への財政措置を要望します。

5. 超高齢社会に対応する施策の拡充

重点 (1) 拡大する介護ニーズに対応する、介護サービスの基本報酬、サービス提供体制の抜本的見直し

- 介護保険制度施行から 25 年を迎えた介護保険サービスについて、2040 年に向けて、サービス提供体制のあり方等の抜本的見直しを要望します。
- とくに、近年、訪問介護事業所の休廃止が全国で相次いでいます。訪問介護は高齢者等の地域での生活を支える不可欠な事業です。地域で事業を継続できるよう、基本報酬の抜本的見直し、処遇改善加算取得要件の緩和を要望します。

(2) 介護保険の利用にかかる低所得者等の利用者負担軽減措置の実施

- 介護保険料および利用料の負担等が累次で引き上げられるなか、低所得者等が必要な介護サービスを適切に利用できるよう、低所得者に対するきめ細やかな負担軽減措置を講じることを要望します。

(3) 老人クラブ活動を推進する体制の充実および老人クラブ活動等助成費の充実

- 全国の老人クラブでは活動をとおして、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に取り組んでいます。高齢者の健康づくりや相互の支え合い、見守りやサロン活動を広げていくために、引き続き十分な助成費の確保を要望します。

6. 地域における権利擁護体制の拡充

(1) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備に係る財政措置の拡充および法令上の明確化

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に示された権利擁護支援ネットワークの充実に向けて、中核機関に専門職が配置できるよう、財政措置の拡充を図るとともに、中核機関を法令上、明確に位置づけるよう要望します。

(2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政的支援の拡充

- 社協が法人後見を積極的に進めることができるよう、実態把握を行ったうえで、実務を担う職員の配置をはじめとする財政措置の拡充を要望します。

(3) 日常生活自立支援事業の体制強化

- 認知症高齢者の増加などに伴う需要増加や課題の複雑化に対応するため、日常生活自立支援事業の実施体制強化を要望します。
- 市町村の関与のもと、成年後見制度利用促進や包括的支援体制との連動が図られるよう要望します。
- 事業の透明性を確保するため、運営適正化委員会の体制強化、今日的な運営監視のあり方について検討し、必要な見直しを図るよう要望します。

(4) 身寄りのない高齢者等を地域で支える権利擁護体制の構築

- 社会福祉法の改正を見据えて地域共生社会の在り方検討会議において、身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象とする、日常生活の支援、入院・入所等の円滑な手続支援、死後事務の支援を主な内容とする新たな事業が検討されています。
- 地域において個人の尊厳と意思が尊重され安心・安全に生活を送ることができるよう、既存の日常生活自立支援事業の状況を十分に踏まえ、中立性・公正性が確保された権利擁護体制の構築を要望します。

(5) 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業および運営適正化委員会事業の早期見直し

- 創設から 25 年が経過した福祉サービス第三者評価事業について、本会（全社協）「福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方に関する検討会 報告書」（令和 4 年 3 月）をふまえ、制度全体に係る改善を早期に実現するよう要望します。
- 制度創設から 25 年が経過した運営適正化委員会事業についても、本会「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会 報告書」（令和 5 年 3 月）をふまえ、その改善が早期に図られるよう要望します。
- また、現在、本会が第三者評価事業の全国推進組織となっていますが、全国推進組織の役割とされる社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しや受審結果の公表に係る業務に対する国の補助はありません。福祉施設における養育の質の向上を図るためにも、これらの実施に必要な補助金の交付を要望します。

【税制 要望事項】

重点 1. 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持

- 少子高齢・人口減少社会が到来するなか、地域に必要な福祉サービスを維持していくため、社会福祉法人の果たす役割や機能はより一層重要となっています。また、生活困窮、孤独・孤立といった課題への対応においても社会福祉法人は積極的な取り組みを進めており、そうした取り組みの促進も重要となっています。
- 福祉サービスの提供と地域づくりの双方を安定的・継続的に行うためにも、社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税等の堅持を要望します。

重点 2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

- 社会福祉法人が行う収益事業に係る軽減税率、みなし寄付金制度は、公益を目的とする活動に係る財源確保のためのものであり、社会福祉事業、公益事業や公益的な諸活動の実践を展開・促進するうえで不可欠なものとして、その堅持を要望します。

【要望団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会